

大都市制度（特別区設置）協議会

《第27回議事録》

■日 時：令和元年10月24日(木) 10:01～11:46

■場 所：大阪市役所7階 大阪市会 特別委員会室

■出席者：今井豊会長、吉村洋文委員、松井一郎委員、河崎大樹委員、横山英幸委員、
(名簿順) 紀田馨委員、杉本太平委員、原田亮委員、肥後洋一朗委員、中村広美委員、
広田和美委員、山下昌彦委員、守島正委員、藤田あきら委員、北野妙子委員、
川嶋広稔委員、西崎照明委員、山田正和委員、山中智子委員

(今井会長)

おはようございます。

定刻となりましたので、第27回大都市制度（特別区設置）協議会を開催いたします。

まず、定足数の確認ですが、本日は2分の1以上の委員にご出席いただいておりますので、協議会規約第6条第4項に基づく定足数に達し、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、10月4日付で大阪府議会議長から委員交代の届け出があり、中井委員にかわり原田亮委員がご就任されましたので、ご報告を申し上げます。

本日の協議については、さきの代表者会議でご確認いただいたとおり、各会派から表明いただいた具体的な修正意見や協定書の作成に向けた意見に基づき、その論点に沿って委員間協議を行ってまいります。

それでは、お手元の資料1、論点ペーパー・今後のスケジュールを見ていただきたいと思います。

本資料は、前回の協議会でいただいた各会派からの意見をもとに、今後の委員間協議において優先的に議論していくべき論点として私のほうで取りまとめたものでございます。表紙下段に記載のとおり、今後の委員間協議では、次に掲げる論点を優先的に取り上げ、今後、3回程度で委員間協議を実施したいと考えております。

本日の協議では、1枚めくった委員間協議（1）に記載の区割り・区の名称等、設置コスト、議員定数についてご協議をいただきます。その後の2回目、3回目の委員間協議については、2ページ、3ページにお示ししている項目と考えておりますので、ご了承を願います。

資料右側、参考資料の欄には、それぞれの議論の際、参考になるとと思われる資料を記載しております。附属資料とあるのは、会派からの意見表明を踏まえ、委員間協議を行う上で参考となるよう私が指示をし、事務局につくらせたものですので、その都度ご説明したいと思います。

協議については、議論が拡散しないよう項目ごとに進め、今後どのような方向で整理していくのかについては私のほうで総括しながら進めていきたいと考えております。

この委員間協議で採決まで進むようなことはございませんので、申し述べておきます。

4ページには、6月の協議会の際に会派からの修正意見を踏まえ改めてお示しするとし

ていた協議スケジュール（案）をお示ししております。年内には委員間協議での議論を終え、協定書案の方向性を確認した上で、年明けには国との事前協議、協定書（案）の作成を始め、2月から3月には協議会に提示をし、ご議論いただければと考えております。その後のスケジュールは6月の協議会でお示ししたとおりです。

なお、出前協議会については現在、代表者会議で協議をお願いしているところであり、このスケジュール（案）どおりに進めば2月ないし4月ごろの開催を考えております。

以上が資料の説明となりますが、先ほども説明いたしましたように、論点ペーパーには優先的に議論していく論点を取り上げておりますので、個別の意見全ては含めておりません。必要に応じ関連する項目の中でご意見いただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

なお、本日は午後から議会日程が入っておりますので、協議会を午前中で終了する必要がございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、協議を始めたいと思いますが、本協議会は多くの府民・市民の皆様方がインターネット配信を視聴されております。発言される場合は、まずは挙手をしていただきまして、私が指名してからマイクを通して発言していただくようよろしくお願いいたします。

まず、区割りの確認について、最初の項目は区割り・区の名称等となりますので、区割りの確認をさせていただきます。

区割りについては、具体的な修正意見はありませんでしたので、4区B案の確認ということになりますが、ご意見をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

守島委員。

（守島委員）

大阪維新の会守島です。

区割りに関しては、大阪維新の会としては、これまで従来の主張のとおり素案でいうところの4区B案でお願いしたいと思います。特別区の人口や税収バランス、財政シミュレーション、ターミナルの有無、あと新大阪エリアや中之島の一体性ということを多面的に判断した上で、4区B案が現状最適だと思っております。

以上です。

（今井会長）

肥後さん。

（肥後委員）

公明の肥後でございます。

区割りの確認についても、この素案どおりで特に公明としては異論はございません。

（今井会長）

川嶋委員。

（川嶋委員）

自民党の川嶋です。

私たちは、前回のこの協議会の場におきまして資料配付させてもらってます。24ページもの。その中でも問題点として、また提案として書かせていただいておりますけれども、前回の住民投票では5区案否決をされております。そこから4区A、B、6区案のC、D案というのが出ておりましたけれども、財政的に成り立つ4区案ということで、各特別区の財政状況の均衡、将来人口等を考慮ということで、4区B案で進めることになっております。財政面だけが強調されてるかなという気がしております。適正な住民サービスの提供のあり方というニア・イズ・ベターの観点からの議論が欠如しているという問題点をそこでも指摘をさせていただいております。

その中で、今回4区B案ということですがけれども、改めて、4区B案にこだわらず、ニア・イズ・ベターに近づくための区割りも再考するべきではないかということも提案させていただいておりますし、もう一つ、二つ目としては、木造密集市街地とか広域避難所の問題、そういうことを含めて、防災の観点からも特別区ごとにしっかりとこの区割りを再考するべきではないかなというふうにも思っております。

もう一つは、三つ目ですがけれども、各特別区に所在する市民利用施設であったりとか公園についても、その辺もきちっと各区の数も含めて勘案して考えるべきではないかというふうに思っております。財政面だけではなくて災害対策、また自治のあり方、歴史文化伝統などを踏まえて、4区案にこだわらずに考えるべきだということを申し上げさせていただきたいと思います。

(今井会長)

ほかありませんか。ないですか。

今、自民さんから4区にこだわらずということですけど、逆に何区がいいんですか。

(川嶋委員)

改めていろんな専門家の意見も踏まえて議論ができればなと思っております。また、財政だけではなくて、先ほども申しました特に防災という面でありましたり、市民利用施設や公園等々の面積、また箇所数を含めて、そういうことももう一度、やっぱり市民、ニア・イズ・ベターということですので、もうちょっと市民目線に立って、また市民の意見も聞きながら議論させていただければなと、このように思っております。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

大阪府議会議員の横山です。

先ほどの自民党の川嶋委員の意見に対してなんですが、もう法定協議会は30回近く開催されておきまして、そもそもの議論の土台である区割りを今から再考しろというのは少しこれは建設的な意見というふうにはお見受けできません。もちろん財政面を含めて人口、地勢的、経済的理由から多面的にこの4区案という協議が進んできている今の段階で、6

区案をもう一度再考しろというのは、申しわけございませんが、ちょっと受け入れるわけには到底いかないというふうに思っております。

(今井会長)
守島委員。

(守島委員)

財政面以外の考慮がないという話や、人の意見、住民の意見聞きましょうという話なんですけど、もともと区長会議で防災等に考慮した上で4区B案という提案がなされて、防災上の観点であったり公共施設の観点も含んでおりますし、住民意見のサンプリング調査の結果、4区でも反対ではないという意見も踏まえた上で、各種調査をした上、また区長や住民の意見を聞いた上で4区B案というものを提案しているので、そこに正当性がない、財政以外の正当性がないわけではないということをご理解ください。

(今井会長)
北野委員。

(北野委員)

自民党の北野でございます。

前々回の嘉悦学園の報告書を皆さん方とご議論させていただいたと思うんですけども、その際に、特別区の人口規模というものの最適規模というものが、やはりコストを最小化するには50万人が一番いいというふうな結論になってたというふうに思いますけれども、この協定書素案におきましては、特別区の人口としてはそれに比して大き過ぎると。最少でも59万人。そして最大では75万人という二区もございます。そうしたことから、この4特別区どれもが政令指定都市要件に当たる50万人以上であるということから、この4区案にこだわらずに今後区割り案をもう一度再考すべきというふうに考えているところでございます。

なぜかといいますと、これから大阪市を廃止し、そして分割して新たな四つの自治体をつくっていくわけですので、別々の道を歩んでいくわけですので、あるべき姿、どういうことが自治体としてあるべきなのかということ立ちどまって考えるべきだと思いますし、四つの特別区には確固たる理由と、そして必然性がなくてはならない。そういう考えのもとに発言させていただきます。

(今井会長)
藤田委員。

(藤田委員)

大阪維新の会の藤田です。

まず冒頭、自民党の皆様方、嘉悦学園のレポート自体は否定的にごらんになってたかなと思ってたので、肯定的に捉えていただいているということで大変安心をいたしました。

加えまして、我々270万人都市をいかに住民自治、基礎自治に近づけていくかという、まさにニアの話、どれだけ近づけるかという話をしているわけで、安定的に行財政運営しながら、より近くに近づいていくと。いきなりもちろんベストのものがつくれたら、それにこしたことはないんですが、理想論だけでは行政回りませんので、どこまで近づけていくかというニア・イズ・ベターの議論を、ニアレスト・イズ・ザ・ベストではなくて、ニア・イズ・ベターの議論をしているということをご理解いただければというふうに思います。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

最初に会長がおっしゃられたように、何区やったらいいというところをご主張いただかないと、そもそもゼロから検討せよでは、これはもう冒頭申し上げたように建設的意見ではないので、そろそろ方向性を決めていく段階において、じゃ、6区がすぐれているという根拠を全てにおいて立証していただけるのかなと思ったんですが、そもそもゼロベースで見直せというのは、何度も申し上げますが、申しわけございません、引き取っていただいたほうがいいと思います。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

前にもあれなんですけれども、ここでは過半数がないのでなかなか厳しいなと思ってますので。

基本的に、たまたま私この間、東成区の区民体育祭で、ちょうど防災を兼ねて大阪城公園までみんなで歩いていくという歩こう会があったんですが、そのときに、私たち今度新たな特別区になったときには、区外になる大阪城公園に避難の訓練をしたわけなんですけれども、そういうことを考えると、本当にこれがいいのかなというのが、市民の皆さんとも話をして、ちょっと素直に感じるところでございますので、やっぱり行政、議員、また一部の特別顧問だけで議論した区割りが本当にいいのかなということを、我々是非々ということで議論させていただきたいと思っておりますので、その辺もやっぱりちょっと含めて、きちっと丁寧な議論、また市民にきちっと説明ができる議論ができればなと思ってます。

何区がいいですかということなんですけれども、基本的に私たちはそういうことをまだ検討をきっちりするべきだ、いろんな意見も聞きながら、いろんな検討しながらと思っておりますので、そこも皆さんと一緒にできればと思っております。今のところ案を持ってないことは申しわけないと思いますけれども、その点をご理解をいただきたいと、このように思います。

(今井会長)

守島委員。

(守島委員)

北野先生もベストなものというんですけど、意思決定上やっぱり最適解って絶対ないんですよ。満足解で選択肢の中で選ばないといけなくて、じゃ、いつまで議論しますかというところに関しても乗ってこれない以上は、やっぱり現状示されているもので選択肢を示していただかないとこの議論終わらないので、それに関して今案はありません、議論してくださいというのは、もうそろそろこの法定協の性質上やめていただきたいと思います。

(今井会長)

北野委員。

(北野委員)

確かに現在のところ我々の建設的な前向きな案がないというのは事実でございますけれども、今後の財政調整のあり方とも深くかかわってくる区割りでございますので、今回の4区B案というものが、これまで財政調整というものにかかなり偏り過ぎた案であったということは否めませんが、ただ、議論のための前提条件を置くということは必要であるということは認めます。よって、今回この4区B案で仮置きするというふうなことは認めておきたいというふうに思っております。

(今井会長)

もうよろしい、もういいですか。

今いろいろ議論いただけてますけど、やっぱりこれ何回も何回も議論を重ねているので、今さら調査、再考ということになるとまた膨大な時間が要するというのは事実です。先ほど言われるように、住民の皆様いろんな意見があって、我々もこの動向に注目してるんですけど、ニア・イズ・ベターで、比較的我々ベターの議論をしてると思うので、一定程度その方向で進めていきたいというふうに思います。

協議の内容を総括させていただくと、やっぱりこれ4区にこだわらず再考すべきという意見が自民党さんからあるんですけども、一定程度4区B案の区割り案とする意見が僕はおおむね支持されているものというふうに理解しておりますので、その方向で進めていきたいというふうに思いますので、この件についてはこれで終わりたいと思います。

次に、区の名称変更、本庁舎の位置、地域自治区事務所の名称についてご議論していただきたいと思います。

それでは、残る区の名称変更、本庁舎の位置、地域自治区事務所の名称についての議論に入りたいと思います。

まず、区の名称については維新会派から、東西区を淀川区に、南区を天王寺区とする修正提案が、地域自治区事務所の名称については公明会派から、区役所の機能承継を明確にするため、現在の区役所の名称を用いるとの提案がなされています。

これらの議論を行うに当たっては、まず、地域自治区事務所の名称についての説明をお

聞きいただいたほうが良いと思いますので、まずは附属資料Aを簡単に説明したいと思います。

事務局、よろしくお願いいたします。

(事務局：川平制度調整担当部長)

制度調整担当部長の川平です。

事務局のほうから資料2についてご説明申し上げます。右上に資料2と書いてございます論点ペーパー附属資料A～地域自治体の事務所の名称～をごらんください。

1枚おめくりいただきまして1ページ上段に素案の考え方を記載しております。素案では、地域自治体の事務所の名称は、〇〇地域自治体事務所とするとしておりまして、〇〇には現在の行政区名を残すとしておりました。これについて、前回の協議会では、区役所という名称を使用すべきとの意見や、その場合は名前が重なるためわかりにくいとの意見がございました。その下の点線で囲まれている箇所は、地域自治体の事務所の名称を議論していただく際の留意点を記載しております。地域自治体の事務所の名称を区役所とすることについて、法律上の制約はございませんが、特別区の組織全体や主たる事務所を「区役所」と呼ぶことがあり、これらを踏まえてご協議いただければと存じます。

1ページ下段、名称例の表を記載しております。第三区、中央区を例にしまして、地域自治体の事務所の名称として三つの例を記載しております。慣習としまして、特別区の行政組織全体や主たる事務所、本庁舎を中央区役所と呼ぶこともあることから、重なりが生じる懸念がございます。そこで、特別区の主たる事務所の名称を工夫する方法や、右端の欄でございますけれども、地域自治体の事務所の名称を工夫する方法を例示させていただきます。

2ページにつきましては、名称例1、〇〇区役所とする場合をもとにしまして、各特別区の主たる事務所と各地域自治体の事務所のうち、名称が重なる可能性があるものについて図でお示ししておりますので、あわせてごらんください。

以上でございます。

(今井会長)

ありがとうございました。ただいまの説明にもあった内容を踏まえ、素案で示している特別区の名称を修正するのか、本庁舎の位置は素案どおりでいいのか、地域自治体事務所の名称を区役所とするのかについてご協議を願いたいと思います。三つの項目をまとめた議論となりますが、ご意見をお願いしたいと思います。

守島委員。

(守島委員)

維新の守島です。

それでは、順を追って意見をさせていただきたいと思います。

まず区の名称についてなんですが、これもこれまでの主張どおり東西区を淀川区に、南区を天王寺区にそれぞれ変更することを希望いたします。また、維新独自のサンプル調査においても、多数の方が淀川区や天王寺区といった名称を支持しておりまして、かつ地勢

的・歴史的観点からも、淀川区、天王寺区という名称のほうがよりよいと考えていますので、よろしくお願ひします。

次に、続いて本庁舎の位置に関してのご意見をさせていただきます。まず本庁舎の位置に関しては、次の協議項目になると思うんですが、提出いただいている資料の庁舎整備経費の抑制の協議用資料に先に先行して少し触れさせていただくことをお断りしたいと思ひます。申しわけありません。後ほど行政から説明あると思ひます。

後ほど説明されるであろうコストの再検討というか再試算に関する維新の見解自体は後ほどの協議で示したいと思ひますが、その前提としてこれから部局で説明される資料においては、まず第三区と第四区の本庁舎及び議会の位置関係を事前に確認させていただいたところ、再試算1の庁舎執務室活用の再検討においても、再試算2の中之島庁舎、この庁舎をフル活用する案においても、本庁舎と議会が別の区役所になるということがわかりました。これは、昨年の方舎コストの資料では、本庁舎となる区役所にまず地域自治区事務所を、そして区議会の必要面積を確保して、残りを本庁職員に充てるとしていたんですが、今回は、まず地域自治区事務所分を確保した上で、次に危機管理室と政策企画部といった区長官房機能の必要面積を確保するとしたところ、本庁舎となる西成区役所、そして阿倍野区役所では議会が入り切らず、それぞれ近隣の区役所で確保することとしたという考え方によるものでありまして、先日の法定協では本庁舎の位置に関する具体的な修正提案等はなかったもので、事務局としては素案を踏襲して、この本庁舎と議会が離れた場所に所在するという結果を示したものをこれから提示すると思われまふ。

しかしながら、二元代表制のもと、区長と区議会は同一建物または隣接地にあるというのが望ましく、また通常の姿なのかなというふうには思っています。ですので、かつ住民の利便性という点においては現状の行政区単位に24の地域自治区事務所を置くことで確保されているということも踏まえて、次に述べる観点を総合的に勘案して、第三区と第四区の本庁舎の位置を素案から変更することを提案いたします。

会長、資料の配付をお願いします。

(今井会長)

はい、どうぞ。

(守島委員)

すみません、先行して話させていただきます。

今配付させていただいている資料に関しては、これから僕たちが提案する区役所へ本庁舎の位置を変更した際に、区長の官房機能であったり議会機能はその庁舎内におさまるかどうかを計算したものです。結論から言うと、おさまるという結論になっている資料なので、それ以上のものではありませんので、ご確認ください。

これを踏まえて、第三区については、本庁舎の位置を西成区役所から中央区役所へ、そして第四区については、本庁舎の位置を阿倍野区役所から天王寺区役所へ変更すること、その検討をお願いしたいと思ひます。

まず、配付資料にあるように、本庁舎の位置を現中央区役所、天王寺区役所とすることで、区長と議会機能を同一施設におさめることができます。また、変更することにより、

公明党さんが前回修正要望したように、地域自治区事務所を区役所と仮に呼んだ場合、本庁舎との位置関係でわかりにくいという指摘が出ていましたが、それにも対応できるものと考えています。具体例でいうと、本庁舎位置を変更することで、中央区役所であったり中央区本庁舎の中に地域自治区事務所である中央区役所が、天王寺本庁舎の中に天王寺区役所が所在することになり、従来のように中央区本庁舎の中に西成区役所があるというような煩雑性が緩和されるものだというふうに思っています。

加えて、素案では第三区と第四区の本庁舎の位置をそれぞれ西成区役所、阿倍野区役所という提案がなされていたことに対する考え方としては、素案上の評価項目の中で、中央区、天王寺区役所は、それぞれ人口の重心の距離で最低評価がつけられていたものの、それ以外の交通の利便性であったり都市の中心性という評価の合算では、ともに各特別区内で最も高く評価されていました。そのため、本庁舎の位置が人口の重心であったり地理的に真ん中という理由に縛られるのではなくて、これまで維新としては、ターミナルを持つ中心的なエリアが各特別区にあることを区割りの選定理由でも何度も述べていたように、特別区の中心エリアの発展性というのは非常に重要という認識のもと、地域の核となるエリアに本庁舎を置くことは、そのエリアの中核機能を高める面で大きくプラスに働くものと考えています。

以上、本庁舎と議会機能の一致、そして名称のわかりやすさ、特別区の経済的中心地との整合性等を踏まえて、今回の本庁舎位置の変更提案をさせていただきたいと思っております。

引き続き、地域自治区事務所の名称について提案させていただきます。

素案では地域自治区事務所となっておりますが、かつ地域自治区役所等の名称も検討されていましたが、前回の協議会において公明党さんから、より市民に根づいた区役所の名称をそのまま使用するべきという旨の提案がなされました。特別区になった後も変わらず区役所の名称が残ることは望ましいと考えることに加えて、先ほどの説明のとおり本庁舎の位置を変更することで、本庁舎と区役所の名称の煩雑性というものも解消、緩和できることになると考えております。また、市民からすれば、窓口サービスや市民協働の支援など区役所業務が基本今までどおり変更がないということは、区役所の名称に変更がないことでより伝わりやすいと考え、維新の会としては、特別区の主たる事務所を本庁舎と呼び、従来の区役所をそのまま区役所と呼ぶことで名称の使い分けを図ることができる第1案の②を推したいと考えております。

以上です。

(今井会長)

これは公明さんは別に何も無いの。

西崎委員。

(西崎委員)

まず区の名称変更について、本庁舎の丸の番号で言わせていただいて失礼ですけども、②、③、④まとめてなんですけれども、私のほうからはまずこの④のほうからちょっと意見を述べさせていただきたいなと思っております。

地域自治区の観点といいますのは、前回はそうですが、我が会派から提案させていただいたというところから、今も維新のほうから賛同をいただいたわけでございますけれども、そもそも昭和49年に淀川区、鶴見区、住之江区、平野区の4区が新設されまして、そこから45年ほど経過しておる。そしてまた東区と南区を合区して中央区、北区と大淀区を合区して北区を新設したというところから30年も経過しているというところから、やはり市民、区民の方々にこの今の24区の名称が浸透しておる、そしてまたなじみ深いというところから、このままの名称を使っていたきたいというように考えております。したがって、地域自治区の事務所の名称につきましては、現在のこの区役所という名称を使っていたいて、この名称例でございますように、中央区役所、西成区役所というような名称でお願いしたいなと思っております。

また、先ほど提案がございました③の本庁舎の位置についての確認でございますけれども、素案からの変更案が今出されました。これについてもおおむね異議がないというふうに申し上げます。同じく特別区庁舎の存在する位置ですね、区の名称の変更、②のほうですけれども、これについても特に異論はございません。

以上です。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

すみません、自民党からも考え方だけ述べさせていただきたいと、このように思います。今ほどは三つほど提案をいただきましたが、私たちの、先ほども言いましたが、前回配付をしました24ページものの資料でいろいろ提案させてもらっていることを申し上げさせていただきたい。きちっと私たち、さっきもちょっと言うておこうと思って忘れてるんですけども、是々非々で議論に臨み、そして都構想実現した場合には二度と大阪市には戻れないという視点で慎重かつ丁寧な議論が必要だと思っているということもご理解をいただきたいと思ひますし、そういう点で私たちもしっかりと議論をして、この発言も議事録にもきちっと残していきたいという思いもあるということもご理解をいただきたいなど、このように思っております。

まず区の名称についてですけれども、24ページものの提案でも書かせていただいておりますけれども、特別区の名称については、やっぱり住民に親しみやすくわかりやすいものになるように、極力簡潔なものがいいなど、このように思っております。よって、そこでも提案として、少なくとも住民の混乱を避けるために、現在使われている区の名称については、新たな特別区には使わないほうが良いということを申し上げたいと思ひます。これも提案させていただいております。

地域自治区の名称につきましては、区役所にするのが本当にいいのかということもちょっと疑問に感じております。また後ほど我が会派の北野委員からも表明があると思ひますので、その点も申し上げておきたいと思ひます。

本庁舎の位置についてでありますけれども、特別区の本庁舎については、やはり住民からの近接性、交通の利便性、都市の中心性を考慮してということを考えていかなければい

けないなと思います。維新さんのご提案も含めてまたきちっと前向きな検討もしないといけないなと思っております。

そういう課題の中で、私たちとしては、特に新中央区、A T Cについての検討もしておかないといけないなということもちょっとあわせて申し上げておきたいと思います。中央区は使えへんのか。これはいいです。すみません。

いずれにしても、24ページものにしたことを提案させていただきます。

そのほかちょっとまた北野委員から補足でというか追加で我々の考え方を申し上げさせていただきます。

(今井会長)

北野委員。

(北野委員)

すみません、補足させていただきます。

今、本庁舎の名前とか、あるいは地域自治区の事務所の名称についての議論がなされているところがございますけれども、私としてはやはり住民にとって非常に重要な住所の名前ですね、住所をどうするのかということも、かつては議論がたくさんなされましたけれども、今回では平成30年の4月に出された追加資料に少し触れられてるだけだということで、移行時に市長が決めるということとなっております。よって、住所というものについてもしっかり考えておかなければ、庁舎名だけをどうかするというだけではちょっとバランスに欠けるのかなというふうに考えているところがございます。住所は氏名と同じくやはり個人やあるいは事業所にとって非常に大事なものであるというふうな認識のもと、今回の協定書では前回と同じく、特別区名にプラスすること、元の行政区名をつけ、そして元の住所をつけるという、こういうふうな積み上げ方式というんですか、そういうものを使われるというふうなことなんですけれども、一定のルールのもとでできるというふうな整理をなされているところがございますが、しかしながら、いろんなおかしなことが生じてくるということもぜひご認識を賜りたいと思います。

やはりこの特別区の名称には現在使われている行政区名は使わないほうがいいと言っているのは、役所の名前だけではなくて住所が非常にややこしくなってくるということからなんです。例えば例を申させてもらいますけれども、私たちは淀川区に住んでおりますけれども、淀川区東淀川相川とか、淀川区西淀川花川とか、どれだけ川がつくねんというふうなことやら、あるいは北区東成深江南とか、東西南北がかなり入ってきてしまうところ、こういうようなことも前は非常に議論されました。

そして、今回提案のあった天王寺区の話でございますけれども、天王寺区を特別区の名称とする場合には、天王寺区阿倍野天王寺町北とか、天王寺区阿倍野天王寺町南とかというふうに、一体どこの区なんだというふうな名前が出てきてしまっていて、その方たちが区役所に行くといった場合に、従来の行政区名を特別区名に使用してしまいますと、どこどこ区役所に行くといった場合に全くややこしいものになってしまうということがございます。

よって、私たちの会派といたしましては、これまで従来行政区名に使っていた名称をそのまま横置きで特別区名とすることについては反対でございます。淀川区、そして天王寺

区のことを申し上げているわけなんですね。このことが一つ。

それからもう1点、先ほど川嶋委員が少し申し上げましたけれども、本庁舎の位置確認についてでございます。それについて、今守島委員のほうから変更の申し出がございました。そのことについてちょっと申し上げておきたいんですけども、名称が非常にややこしくなるというふうなことは先ほど私が申し上げたとおりでございますけれども、名称がややこしくなるから、だから本庁舎のところを合わせていったほうが良いというふうな意見でございました。そのことは大変問題があるんだと思っています。それは地方自治法に少しひっかかってくるのではないかと思います。地方自治法の第4条2というところに、いわゆる事務所ですね、区役所というものは、定めたり、あるいは変更することに当たっては、住民の利用にとって最も便利であるように、交通の事情とか、あるいはほかの官公署との関係等について適当な考慮を、つまり最適な考慮を払わなければならないという考えのもとに恐らく点数化というものが行われ、この協定書にも書いてあるように数値化されたというふうな過程を経て出されたものだと考えております。それを今さらというか、この段階において三区と四区を変更するというのは、名称がややこしくなるからというのは本末転倒だと思うんですね。やはり住民にとってどこが良いのかということを考えて素案を出されたのではなかったのでしょうか。それを考えますと、やはりそんなに簡単に変えるというのはおかしいんだというふうなことを指摘しておきます。

今のところ以上です。

(今井会長)

守島委員。

(守島委員)

北野先生、名称がややこしいから区名の地域のあり方を考えてほしいと言ったので、名称という議論も大事だと思うんですが、僕らもこれを検討するに当たって、名称だけではもちろん考えてなくて、先ほどおっしゃってた交通の利便性であったり中心性という項目ではむしろ評価が高いんです。天王寺区に関しても中央区に関しても。そこら辺は多面的に見た上で、名称、そして議会との一致、コストを下げるのであれば中之島庁舎を使うとかコスト削減案を使うという前提であれば、これがベストだというふうに提案していただいたんですが、先生の場合はどういうことですかね。じゃ、議会も別にして、コストもふやしていいとか、そういう議論になるのかということと、もう1点、町の名前なんですけど、僕も法定協議会で、東淀川区に住んでいるので、淀川区と名称変更された後に、淀川東淀川、そして東淡路というところに住んでるので、淀川東淀川東淡路ってややこしいという話は前もしました。なので、実際にこの区名変更の後に、実際の住所表記に関してはしっかり市長と話して決めていったらいいので、そこを棄却しているわけではないですし、行政があくまで今原則論として旧の区名を使うということを言ってるので、そこはこれから変更後しっかり話し合っていけたらいいというふうに思ってます。

(今井会長)

北野委員。

(北野委員)

今の守島委員のご指摘でございますけれども、区名がややこしくなるから、だから区役所の位置を変えるというふうなことは、数値化されてきて、これまで十分検討なされてきた過程において、1位にも2位にも上がっていないところが上がっているということが問題だというふうに指摘させてもらいたいと思います。改めて。実際に今挙がっております中央区役所及び天王寺区役所は、この素案では、検討段階で、もう一度協定書をよく見ていただきたいと思うんですけれども、1位にも2位にも上がっておりませんので、よってその段階においてはやはりまだ枠外に置かれていたものが来ているということでございますので。

以上です。

(今井会長)

藤田委員。

(藤田委員)

先ほど来申し上げますように、素案の点数の内訳もしっかり見ていただきたいというふうに思うんですね。何によってこの中央区役所、天王寺区役所が下位になってるかといえば、人口重心からの距離。要は地理的にそのど真ん中にあるかどうかという話であって、交通の利便性とかを考えた指標ではないということなんです。加えて申し上げますと、本庁舎というのは、今この中之島にある市役所の話です。特別区になったときに、今の市役所機能がどこに置かれるかという話ですので、必ずしも皆さんが自家用車で来られるわけではないですし、今この中之島に比べたらはるかに近くなるという時点で、かなり住民の利便性は上がっていると。それに加えて先ほど守島委員から申しあげましたように拠点性とか集積性、そういったもので都市の中枢性を高めているという案になってますので、ぜひこの人口重心からの中心に本来あるべきだったのかどうなのかという我々の問題意識をご理解いただいて、別に名前がややこしいからこうしましょうと言ってるわけではないということをご理解いただければと思います。

以上です。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

今藤田委員がフォローしていただいたんですが、評価項目、人口重心からの距離以外のほかの項目をとれば、中央区役所、天王寺区役所が1位になるんです。理由に関しては、区名だけの話ではもちろんなくて、経済的な中心地であったりターミナル結節点とか多面的に捉えた結果、中央区役所と天王寺区役所が最適であるというふうに申しあげた次第です。あと、区民にとって決して利便性は悪くならないと先ほど藤田委員おっしゃったとおり、基本的な住民密着の行政サービスは引き続き区役所で行っていきますので、決して別

にそれが遠くなってるということはないというふうに思います。

(今井会長)

守島委員。

(守島委員)

ご意見あると思いますし、まだ行政から庁舎活用案の話が出てきてないので、それが出てきた上で、北野先生が、コストを下げた上で議会棟と本庁舎の位置が別のほうがいいねという具体的な提案があれば、僕らもそれを、今回決めるわけじゃないので、僕たちはこれから、事前に行政から説明を受けている中で、利便性とか議会と役所の一致とか、それこそ経済の中心地とかわかりやすさとか多面的に判断して、今、今回の会長の質問事項の中にこれが入ってたので、ある種先行して僕らの意見を言わせていただいておりますので、もし行政の説明の中で、今の行政の議会と本庁舎が別の案のほうが私としてはすぐれてるという具体的な提案があるのであれば、それは応じて次回以降決定してもいいのかなというふうに思っています。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

今ご提案いただいた内容についても、やっぱり今日ちょっと結論というよりもしっかり議論していきたいなど、このように思っております。

ちょっと話変わるんですけども、地域自治区事務所なんですけれども、これを名称を区役所というのは本当にどうなのかなというのを非常に感じてます。やっぱり地域自治区事務所なので、当然区役所と法的に書きかえても大丈夫ですよということではありますけれども、先ほどの住所も関係するのかもわかりませんが、やっぱり非常に住民から見たら混乱するのではないかなと。東京でも23区はきちっと区役所というふうに言ってる。特別区役所と言うてるようには思えないので、区役所と。多分そうなるだろうな。そのときに地域自治区も区役所と呼んだらやっぱり混乱するだろうな。ですので地域自治区の事務所について区役所と呼ぶことについては疑問があるということをおっしゃって上げておきたいと思っています。

これを条例に書くということで、よくよく考えたら条例に書くというんですけれども、これをこの段階で、書けばいいんですよということなんですけれども、ちょっと事務局に聞きたいんです。ちょっと思ったんですけども、これを、地域自治区というのは、これ多分特別区の設置協定書になると設置時期、移行時期の話なんですけれども、地域自治区というのは、ずっと置くのは保証されてるんですか。制度的に。ちょっとそれだけ、ちょっとふっと疑問に思ったので、事務局、教えていただけますか。

(今井会長)

榎下部長。

(事務局：榎下制度企画担当部長)

地域自治区の設置自体を条例で設置することになりますので、仮に議論の末、地域自治区を廃止すると、条例を廃止するというような議論が仮にあれば、廃止されることにはなりません。

以上です。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

廃止するという事は、結局はそれは特別区長が決めるという理解でいい。特別区長が決めて議会が決めるという理解でいいですか。

(今井会長)

榎下部長。

(事務局：榎下制度企画担当部長)

おっしゃるとおりです。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

制度的にと言ったけど、当然条例もそうなんですけれども、例えば、いつも僕言うけど財政調整制度の中で、基準財政需要額に、この地域自治区についての費用というのはきちっと入れておくという制度設計に今回なってるんでしょうか、なってないんでしょうか。それをちょっと教えてください。

(今井会長)

芦原課長。

(事務局：芦原財政調整担当課長)

特別区の財政調整交付金の配分につきましては、基準財政需要額と基準財政収入額の差額を交付するというふうになっておりまして、基準財政需要額の積み上げの仕方としましては、中核市に準じた地方交付税の基準財政需要額をつなげる部分と、あと、大阪市の実情に応じて、生活保護費の差額等を積み上げる部分等々からなっておりまして、基本的には地方交付税の中核市並みの需要を積み上げるという感じで考えております。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

中核市並みに積んでいくと多分これないので、制度的にどうなのかなというのをちょっと思ってますので、これも議論としてはやっぱり改めて財政調整も含めた議論をしていく中で、きちっとこの地域自治区のあり方の議論もしていけないのかなと思ってます。ちなみに東京23区の場合に、例えば特別区長会があって、その事務局の費用については、東京都から特別区の23区に財政調整をされる段に当たって、基準財政需要額の中に特別区長会の事務費というのが入ってるそうですので、そんなことを考えたら、ここの議論、当然名称は大事なので今言わせてもらってます。ちょっと論点は外れるかもわかりませんがそういう視点もあるので、またその辺の財政調整の議論も含めてのときに、また、課題があったらここでも議論したらいいかなと、このように思ってます。だからその数本当にいけるのかなとか、そういうことも考えないといけませんので。あわせて、すみません、名称だけは、やっぱり区役所という名前だけは、使うのはどうかなということだけでも一度申し上げておきますので、よろしくお願いします。

(今井会長)

北野委員。

(北野委員)

補足ですけれども、今の件に関しまして、面積、そして人口の大変多い東淀川区と平野区には支所というものは現在でも行政区の中に置かれております。この取扱いについては、事務局、どういうふうになっていくんでしょうか。お教えてください。

(今井会長)

谷口課長。

(事務局：谷口制度企画担当課長)

基本的な窓口機能につきましては今後も継続するというふうを考えてございます。以上でございます。

(今井会長)

紀田委員。

(紀田委員)

現状、出張所の話って、今のアジェンダと関係ないんじゃないですか。

(今井会長)

はい、どうぞ。

(北野委員)

許可を得て発言しておりますので。ましてや行政区のことが恒常的にこれから永久的に地域自治区事務所が置かれるかどうかという質問の補足でございましたので、このことを聞くのは当然だということで聞かせていただいたままでございます。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

時間もあれなので、また先に進んでいただいたらいいと思うんですけども、やっぱり24区の行政区の機能が非常によかったということで、区役所という名前をつけてまで残すということであるのなら、ふとやっぱり大阪市の政令指定都市制度の中の行政区の制度というのがやっぱりよかったのかなというふうなことも感じますので、先ほど言いました財政調整も含めた議論の中でまたこのあり方というのも冷静に議論をさせていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

議事進行ではないですけど、基本的に今の現段階では守島委員と公明党の皆様からご提案いただいた趣旨の方向性で進んでいるというふうに認識してまして、自民党さんからその前提でいろいろ問題提起をいただいているという認識でいます。これは間違いないという理解でいいですね。はい、わかりました。もう申し上げてるとおり、そろそろ方向性を内定していく段階でございまして、問題提起は大変貴重なものだと思うんですが、そこは十分ご理解いただいた上で進めていただきますように。これ僕が言うことじゃないんですけど。すみません。

(今井会長)

はい。すみません。まだ…

(川嶋委員)

川嶋です。あの。いいですか。

(今井会長)

はい。

(川嶋委員)

それは重々わかってます。私過半数がないので心配せんでもと思っておりますので。そういう意味では、私たちきちっとこの議論を、私たちとしての主張を申し上げさせていただきます

たいということで、強引に延ばそうとかそんなつもりはありませんので、今後の議論を進める中で、さっき言った4区B案についても議論の前提として容認しますということでございますので、そういう意味でご理解をいただきたいと。私たちとしてもしっかりと述べさせていただきたい、市民にしっかりと伝えさせていただく場だと、この場はそういう場だと思っておりますので、そういう認識でおりますので、よろしくをお願いします。

(今井会長)

協定書作成に協力してほしいということですので。

(川嶋委員)

そうですね。そういう意味で問題点、実際の問題点というのは、特効薬だということで多分考えてらっしゃる方もたくさんおられますけれども、やっぱり特効薬であっても副作用というのがありますので、きちっとやっぱりメリット、デメリットというのを示さなければ市民もきちっとしたご判断できないと思います。私たちは是々非々であります。制度的にはいろんな問題点が、非常に疑問に感じております。だから指摘をさせていただいてるということでご理解いただければと思いますので、会長、よろしくをお願いします。

(西崎委員)

ちょっと、一言だけ…

(今井会長)

西崎委員。

(西崎委員)

公明の西崎でございます。

地域自治区の名称は先ほど申し上げたとおりで、住民の目線から考えて現状のままですということを言わせていただきました。

またあとちょっと事務局のほうへ要望が一つあるんですけれども、これまで区の広報紙なんかでは地域自治区の設置ということを前面に出されて、そのような紙面になっておるんですけれども、地域自治区というもののそのものが市民には余りなじみがないんです。言葉としてね。ですので伝わりにくい。今後の広報におきましては、できるように要望なんです。窓口サービスが継続されて、区役所の名称も現行のままやというような書きぶりにしていただくことができないかなというふうなことを要望させていただきたいんです。窓口サービスが継続されて、区役所の名称も現行のままということがきっちり伝わるような広報していただいて、市民、住民の皆さんが誤解や不安というか、そういうふうなものを持たないような広報の仕方というものを考えていただきたいなというような要望をちょっと。

(今井会長)

はい。わかりました。

吉村委員。

(吉村委員)

今しがた公明党からも話ありましたが、なれ親しんだ区役所という名称がいいんじゃないかと。それでまたこれまでの住民サービス、窓口を継続するからその名称がいいんじゃないかと。僕もそのとおりだと思います。資料等これから広報物についても、やはりわかりやすさというのは重視していく必要があるのかなというふうに思っていますので、一定の結論ではなくても方向性が示されるのであれば、今後の広報物についてもそういった仕方をすべきじゃないのかなと思います。

それから、本庁の所在地ですけど、これはこれまで行政案ということで、人口重心というのを中心にした一定の基準のもとに決めましたけども、まさにこの委員間協議がそれぞれ選挙で選ばれた委員が、よりあるべきものとして、先ほど提案もありましたが交通の利便性であったり中心性、議会と首長の位置ということの観点から、この天王寺区、中央区役所ですね、現在あるところにすべきだということについては、僕はそうすべきじゃないかなというふうに思います。

(今井会長)

ええっ、ちょっと時間が…

(川嶋委員)

かまいません、すみません。

(今井会長)

いや、もう時間が。まだ。

(川嶋委員)

公明党さんのご発言で、広報誌にそのとおり記載をされると我々はちょっと問題があるかなと思うのでちょっと発言させていただきたいと思いますが、地域自治区で残して、それぞれ窓口サービスは変わりませんということですけども、先ほど理事者の答弁にあったように、その後はそれぞれの特別区の判断でということでした。やっぱり制度的には財政調整の中できちっとそれが担保がされているかどうかというのが確認できない段階で、広報に対して窓口サービスは維持されますということを書くというのは、それはある意味まだ事実かどうかわからないという状況の中で少し疑問を感じておりますので、そこはやっぱり公平な記載が必要だと思うので、ちょっと問題かなと思ってますので、それをちょっと申し上げておきたいと思います。

(今井会長)

守島委員。

(守島委員)

1点だけ。公明党さんも特別区になって以降永続的にずっと縛るものじゃないというのは前回の法定協議会でもおっしゃったように、今の行政区も、大阪市役所、もともとブロック化検討会とかをつくって行政区のあり方を見直そうとかしてたじゃないですか。それは今の大阪市であっても今の行政区が未来永劫担保されるものではないというのをみずから示してるのに、そこを恒久的に担保しろみたいな言い方はちょっと今の現状の構成メンバーで言うのはちょっとやり過ぎじゃないかなというふうに思ってるので、現行、移行時にそういう表現を、公明党さんの提案する表現をすることに関しては何ら問題がないと思っています。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

私が言ってるのは、そういう地域自治区のあり方であるのなら維持ができないでしょうということで、本来、先ほど言いました東京都の特別区長会の事務局の経費についてはきちっと財政調整の基準財政需要額に算定されますので、今回この移行に当たって地域自治区というのが、これやっぱり住民にとって大きな問題だと思います。行政サービスがどうなるのかというのは市民にとって一番重要な問題ですので、これを残すということだったら、財政調整というか財政的な制度的な担保もなければ、これを書くというのは非常に市民に誤解を与える問題だと思っているので申し上げさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

(今井会長)

それと財政調整については次回じっくり議論しますので、これはこれで次回やりますので、よろしく願いしたい。

(川嶋委員)

さきに、書かれたら困るということです。

(今井会長)

これについてはちょっと時間がかなり超過してるので、終了したいと思います。

この項目について協議内容を一定総括させていただきますと、いろいろご意見ございました。区名については、素案の東西区を淀川区に、南区を天王寺区へ変更するというふうなことが主流であったと思います。本庁舎の位置については、素案の第三区の西成区役所を中央区役所、第四区の阿倍野区役所を天王寺区役所へ変更する。地域自治区事務所の名称については、素案の地域自治区事務所を区役所へ変更する。特別区の主たる事務所は〇〇区本庁舎と呼ぶことで区別するのがいいのではないかなというようなことがおおむねとして意見が出てたように思います。その方向を前提としながら取りまとめたいと思います。ただ、財政調整については次回じっくりと議論したいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、設置コストについて移りたいと思います。設置コストの庁舎整備経費とシステム改修経費の抑制についての協議に入りたいと思います。

設置コストについては協定書記載事項として明示されているわけではありませんが、特別区を設置するに当たり、協議会として円滑な移行に配慮しておく必要があることから、方向性を示しておく必要があると考えております。委員間協議をお願いするものです。

まず、庁舎整備経費については、維新・公明会派から、前提条件などの精査や区域にこだわらず現庁舎の有効活用を検討すべきとのご意見があり、知事からも検討したいというご意見がございました。

また、システム改修経費については、公明会派から、自治体クラウドなどを踏まえて精査すべきとのご意見がありました。なお、システムについては、自民会派より、一部事務組合ではなしに、各特別区の事務とすべきとのご意見がありますが、事務分担については今回の委員間協議で進めたいと思います。本日はコスト抑制といった部分を焦点にしてご協議いただければと思います。

それでは、参考資料として附属資料B、Cを作成しておりますので、簡単に説明させていただきます。

事務局、よろしくお願いたします。

(事務局：川平制度調整担当部長)

制度調整担当部長の川平です。

設置コストの附属資料について事務局からご説明申し上げます。

まず、右肩に資料3と書いてございます論点ペーパー附属資料B～庁舎整備経費の再試算～をごらんください。

1枚おめくりいただきまして目次でございます。

今回の資料では、新たな条件設定によりまして、再試算Ⅰと再試算Ⅱの二つのパターンをお示ししております。

次の1ページをお開きください。

コスト再試算の前提といたしまして、今回検討対象といたしましたのは、第17回協議会で提出いたしました組織体制「組織機構及び課・事業所別職員数」を反映いたしました庁舎に関するコストである旨をお示ししております。

3ページをお開きください。

再試算Ⅰでございます。こちらは庁舎執務室の活用に関する再検討を行ったものでございます。削減要素といたしまして、aからcの3点でございます。まず1点目ですけれども、中之島庁舎や各行政区庁舎の使用実態に基づくa、1人当たり執務室面積の変更。2点目でございます。新たな執務スペースの確保が不要となる、図書館等に勤務する職員を対象職員数から除外するなどの精査を行ったb、対象職員数等の精査。3点目でございますが、執務室面積が不足する第一区、第四区の庁舎が完成するまでの間、民間ビルの賃借にかえまして、暫定的に中之島庁舎を活用するというc、中之島庁舎の暫定活用。以上の3点について検討を行っております。

4ページにその再試算結果を記載しております。

先ほど申し上げました削減要素のaからcを全て適用した場合、建設案ではイニシャル

コストで92億減の269億円、ランニングコストでは7億円減の1億円。賃借案のほうでございすけれども、それぞれ14億円減の95億円、7億円減の8億円という結果になります。

なお、下段には、市保有地の活用やPFIの実施を適用した場合に見込まれる建設案からのさらに追加できる削減額の見込みをお示ししております。

5ページから10ページに関しましては、再試算Ⅰに係ります各特別区の執務室の充足状況、庁舎の活用状況のイメージ図をお示ししております。説明は省略させていただきます。

11ページをお開きください。

再試算Ⅱでございす。再試算Ⅱは、協議会におけます特別区域を超えて既存庁舎を活用すべきとの意見を踏まえた上で、知事、市長からの指示を受け作成したものでございす。第一区、第四区の不足執務室部分に関しまして中之島庁舎を活用するd、中之島庁舎のフル活用、また、e、既存庁舎の改修単価の変更といった2点について削減額を試算しております。

その再試算結果は12ページに記載をしております。

結果でございすけれども、再試算Ⅰで申し上げました削減要素a、bに加えてd、eを適用した場合、再試算Ⅱでは新たな庁舎の建設や賃借は不要となりますので、インシャルコストが47億円、ランニングコストは3億円減となります。この結果、建設案との比較では、インシャルコストで314億円減、ランニングコスト11億円減。一方、賃借案との比較では、それぞれ62億円減、18億円減といった結果になります。

次の13ページから18ページにかけましては、再試算に係る各特別区の執務室の充足状況や庁舎の活用状況のイメージ図を示しております。また、最後の19ページには再試算結果一覧として記載をさせていただいております。説明は省略させていただきます。

庁舎整備の経費の再試算に係る説明は以上でございす。

続きまして、システム経費の検証ということでご説明を申し上げます。資料4をごらんいただきたいと思ひます。論点ペーパー附属資料C～システム経費の検証～でございす。

1枚おめぐりいただきまして、まず、前回の協議会におきましてシステム経費に関する意見として出ていたものを記載させていただいております。システム経費に関しまして、自治体クラウドを導入することでコスト削減が可能ではないかといった意見がございす。

その下の(2)の記載でございすけれども、特別区素案の考え方でございす。各特別区が現行の大阪市のシステムを共同利用できるよう改修を行うといった考え方のもと、現在のベンダーに平成29年度時点で見積もりを依頼しているものでございす。それをもとに試算した結果が最下段に記載しております表に記載しておりますが、インシャルコスト182億円、ランニングコスト32.2億円ということになっております。

次の2ページをごらんください。

(3)に総務省が示します自治体クラウドの定義等を記載しております。その中で、導入効果の一つといたしまして、複数の自治体による割り勘効果が働くことにより、運用コストが3割程度削減可能といったことになると思ひます。これにつきまして特別区素案では、中段右側の米印で記載をしておりますけれども、特別区が共同で現行の大阪市のシステムを継続活用するというにしておりますので、コスト削減の考え方におきましては、自治体クラウドと整合しているというふうに考えております。

このため、これよりもさらなるコスト削減を図るためには、4特別区だけでなくほかの

自治体との共同利用が必要ということになりますけれども、それについては（４）に記載しておりますように特別区への円滑な事務移行を重要とする考え方などから、特別区設置時点におけます導入は困難というふうに考えておきまして、特別区設置後におきまして、その時々的情勢を勘案し、特別区長が判断することが適切であるというふうに考えております。

設置コストに関する説明は以上でございます。

（今井会長）

ありがとうございました。

それでは、庁舎整備経費やシステム改修経費の抑制についてどのような手法がいいのか、ご協議をいただきたいと思っております。

横山委員。

（横山委員）

二つまとめて申し上げます。まず庁舎整備経費の抑制についてでございます。既存庁舎の活用について、前回公明党さんからも建設的な提案をいただいて、これ検討が進んだと思います。11ページの再試算Ⅱ、中之島庁舎のフル活用案において、移行時の住民負担が300億円以上、かつ毎年のランニングコスト、建設案と比較して10億円以上減少するということは大変意義深いものと考えています。最大限既存の施設を活用してスムーズに移行が進むように取り組んでいただきたいと思っております。ここでいう再試算Ⅱの中之島を最大限活用する案で行くべきと考えております。

なお、長期的な視点で庁舎のあり方は、政令市のままであったとしても、いずれは築50年を超える阿倍野区役所を初め各区役所とも順次将来的には建てかえが必要となります。特別区において将来的に新庁舎を整備するにしても、例えば周辺開発の組み合わせで、実質公費なしで新庁舎を整備した東京の豊島区のように、まちづくりの観点も含めた本庁舎の整備など、公選区長と区議会が議論していくものというふうに考えております。

なお、システム改修経費の抑制についてですが、これは素案においてシステムは一部事務組合の事務としてありました。各特別区のシステム集約をしていることから、ご提示いただいた自治体クラウドの思想としては、今回共通していることが確認できました。こちらも特別区設置後において検討が進むことを期待する次第です。

意見は以上です。

（今井会長）

山田委員。

（山田委員）

公明の山田でございます。

我が会派のほうからもこの庁舎整備経費の抑制等について、設置コストについてちょっと意見を述べさせていただきたいと思っております。

この設置コストについて削減すべきという我が会派の提案を受けまして、今回、局より

再試算がなされました。

まず、庁舎整備経費の抑制についてですけれども、再試算Ⅰにおきまして三つの観点、1人当たり執務室面積を使用実態に基づき設定して変更する、対象職員数等の精査、また中之島庁舎の暫定活用。これで建設案、賃借案ともに素案より削減されたことにつきましては、これ評価したいというふうに思っております。また、提案をさせていただいたことで、市保有地の活用、PFIの実施で新たな削減額も示されたところでございます。

ただ、この資料を細かく見てみまして、第三区と第四区において、官房機能のある本庁舎と別に、議会施設は、今でいうほかの行政区庁舎に入っているというのは少し違和感があったんですが、これについては先ほど守島委員から本庁舎の位置の提案があったものについて課題は一定クリアできたのかなというふうに思っておりますので、そういう意味で判断したいというふうに思っております。

次に、再試算Ⅱにおいて、中之島庁舎のフル活用と既存庁舎の改修単価見直しというのが示されました。これについては大幅に設置コストが削減されている点は評価できるんですけども、これについてはさまざま捉えようがあるんじゃないかなというふうにも考えております。現在この大阪市役所、こここの中之島庁舎で業務を当然ながら行っていることから、4特別区になっても、現在の区役所機能以外の部局については一部分、中之島庁舎でも執務することは全然可能だというふうに思います。また、一部事務組合もこの中之島庁舎に入るということもございます。ただ、やはり自治体をまたいで他の自治体の庁舎に入るということは、長い目で見てどうなのかなと感じますし、そういう意見もあるんじゃないかなというふうに思っておりますけども、これちょっと事務局に確認したいんですけども、他都市で他の自治体の庁舎に部局が入っているという、こういった事例というのはあるのか、わかっている範囲でちょっとお答えいただけますでしょうか。

(今井会長)

松山課長。

(事務局：松山戦略調整担当課長)

他の自治体の中に、ほかの自治体の議会が入っているかどうか……

(山田委員)

議会じゃなくてほかの部局です。

(事務局：松山戦略調整担当課長)

入っているかどうかということについて、具体的に調査をしたものは特にございません。把握していないので、申し訳ないですが…。

(今井会長)

手向局長、補足。

(事務局：手向副首都推進局長)

調査はしていませんけども、通常、他の自治体に庁舎が置かれるというのはレアケースで、一部把握しているところでは、離島の自治体について、本島のほうに庁舎があるというようなケースはありますけども、普通のこういう都市部の自治体では、それはないだろうということでございます。

(今井会長)

山田さん。

(山田委員)

すみません、突然振りましたので、なかなか調査されてないので明確なお答えなかったんですが、基本的にはなかなかレアケースだということでしょうね。当然この中之島庁舎のフル活用は建設も賃借も不要ということで、こうなったとしてもこれはあくまでも暫定的なものというふうに我々も認識しております。庁舎については我が会派としては極限まで削るということが最大の目的ということでなく、設置コストをトータルで削減すべきだということでこれまで申し上げてきました。特別区として新たなスタートを切るという観点も踏まえれば、建設、賃借はあれど、一定のコストも必要であるということも考えるべきなのではないかなというふうにも思います。また、ニア・イズ・ベターの観点であったり、近年、災害多いので、この対応などを考えると、職員体制について、やはり特別区内において完結する、従事するということが一般的な考え方になるのかなというふうには思いますので、この点も考慮しながら判断はしていきたいなというふうに思っております。

引き続き、すみません、システム改修について申し上げておきたいと思います。

このシステム改修のインシヤルコストを含め、少しでもコスト削減できないか、クラウド活用を含めて精査検証を求めましたけども、現在のシステムを継続、共同利用で改修するというところでございます。また既にコスト削減はクラウドと整合しているという今回結果が示されました。これにつきましては将来的ということにして、特別区に移行する事務がまだ未確定な部分がございますので、今後の試算でまた見積もりが実際とられると思いますので、下がる可能性はまだないのか、また移行時にはさらなる削減を検討していく方向で進めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

日本共産党の山中です。

私たち日本共産党は、これまで何度も申し上げているとおり、大阪市の廃止分割は、それが何区であれ、市民にとって百害あって一利なしという思いで。ですので、どんな区割りもいいとかどんな名前がいいとかそういう議論には、もう参加するつもりはないのですけれども、今回のこの庁舎整備経費の抑制については、もう非常に心底驚いているので、これについては意見を申し上げておきたいというふうに思います。

従来の案でさえ、各区の本庁機能、本庁職員を現在24区にある区役所に分散させると、たこ足になると、それだけでもそれが本当に中核市並みの姿かなというふうに思っていたところに、その上に合同庁舎にすると。たこ足であり合同庁舎であるということで、先ほどの名前の議論もありましたけれども、住民の皆さんにとっては何が何だかわからないという、そういう、もう、なにか支離滅裂な絵姿になってきているというふうに思います。うたい文句は中核市並みということですがけれども、合同庁舎とまでなればもう本当に独立した自治体とさえ言えないのではないかとこのように思います。本当に近隣中核市並みの庁舎という体裁を整えようと思えば、これまでの議論でも何百億という、そういう初期コストがかかるという、そういう批判の中から出されたこれは案だと思いますけれども、結局、中核市並みにするということがコストを抑制するということが両立しないということが今回改めて明らかになったというふうに思います。

これまで知事や市長、維新の皆さんは、このコストというのは住民にとって、あるいは大阪をよくするために必要なコストだというふうにおっしゃってきたというふうに思うんですね。ここへ来て突然そのコストがもったいないんだというふうになるということは、それほどのコストをかけてまでやることではないということになったのかとさえ思ってしまう、これは本当におかしな、これは案だというふうに思います。結局、広域の一元化というものが肝であって、特別区がどうなってもいいということに、そういう案ではないかというふうに私は思います。やはり住民投票されるとおっしゃるんだったら、中核市並みといううたい文句に基づいて、これだけのコストがかかりますと、それでも大阪はよくなるんですという従来の説明をなさりながら、そういう制度設計をして、それで市民の皆さんの判断を仰ぐということがやっぱり本当の姿ではないかというふうに思います。

以上です。

(今井会長)

松井委員。

(松井委員)

今、山中委員のほうから、合同庁舎にすることで自治体としての独立性とかそういうのが失われるという話があり、コストを考えただけで合同庁舎にするのはいかがなものかという話ありましたけど、これコストだけの話じゃありません。要は合同で同じ場所で仕事をすることによってさまざまな情報を共有できると。だから先ほど山田委員からも話あって、他の自治体の庁舎に別の自治体が部局を構えてる例ないかと言われましたけど、今大阪府の咲洲庁舎に大阪市の部局入ってますから、他の自治体のところに部局入ってるわけですよ。そのことによって連絡が密になって、今新しい事業をどんどんスタートさせてる。それから、同じ場所で同じ目的で仕事してる、例えば東京事務所なんていうのは、今まで別々でしたけど、同じ場所で今度は堺市も入って、3部局、三つの自治体の東京の窓口の部局が一緒の場所で仕事する。そのほうが連絡を、情報共有密になるわけです。だから、これは何もコストを抑えるということだけではなくて、それぞれの自治体の機能強化でもあるんです。それが実際答えが出てるわけです。だから、山中議員が言われてるのはもう昭和の時代の古い役所の形の話されてて、今の時代は、それを一番先頭で走ってるのが

大阪府、大阪市ですよ。だから、どこの自治体が持ってるビルだから、そこはもうそこだけで使うんじゃないくて、それぞれの役所の中の部局が連絡を密にして機能強化して住民サービスを拡充できるのなら、そういうことにこだわる必要がないと。今それを実際にやってるのは大阪ですよと、こういうことです。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

これ形式的にほかの自治体であるかどうかとか行政区を飛び越えてるかという形式的な議論ではなくて、実質的に実態としてスムーズに回るかどうかという議論が最も重要でして、この意味でいうと、まずニア・イズ・ベターが成立するという、四つの特別区の区長ができて、区議会ができて、この前提なんですね。決して別に今の市役所のままでええやんという話じゃなくて、四つの特別区がそれぞれ意思決定していく中で、ニア・イズ・ベターが成立する、そして移行時においてよりスムーズに業務ができるという観点から見ると、1カ所に本庁機能が、窓口機能は各特別区にありますから、本庁機能が連携を密にしなが、移行時においてよりスムーズに業務ができるという観点からはこれ非常に意味があって、加えて移行時のコストが300億円、市民の負担が浮くんですね。これをやっぱり真剣に考えるべきだと思います。将来的には効率的になっていくし、住民負担のニア・イズ・ベターもかない、そしてコストが下がると。このトータルの面からぜひ協議いただきたい。形式的な面で行政区の外にあるとかそういう議論ではないというふうに思っています。

(今井会長)

公明党さん、これについては別にないんですか。

山田委員。

(山田委員)

これを私も全否定するというつもりはもちろんなくて、今横山委員おっしゃったように窓口機能は各地域自治区にあるわけですから、区役所機能を残すということですので。今でもそうのように、直接市民、区民には関係がないと言ったらおかしいですね、直接的にかかわることがない部局は別にまとまって入っても、特に支障は来ないと。移行するに当たってそういうことをスタートするのはありなのかなということもあるんですけども、将来的にわたってその形がいいのかというのは、ちょっとどうかなという部分があったので、そういうことを申し上げさせていただいた。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

全くおっしゃるとおりでして、これももちろん将来的にそれを束縛するものではないです

し、特別区の中で議論をしていけばいいというふうに思っています。もしご心配の観点があるのであれば、何か付言するとかご提案の何かあれば。

(山田委員)

コスト自体は協定書に書き込むものではないんですけれども、これは結構庁舎のあり方としては大きな左右することですので、300億も上振れ、下振れするということですので、方向性は一定、将来、もしそう判断するのであれば縛るものではないということは、つけ加えることができるのかは、これはまた検討していただければというふうに思います。

(今井会長)

わかりました。この議論は一定程度、あとお二人で終わりたいと思いますけど。

はい、どうぞ。川嶋委員。

(川嶋委員)

会長、すみません。自民党の考えもちょっと申し上げさせていただきたいと思うんですが、これも24ページの提案書に書かせていただいておりますけれども、庁舎建設、システム構築のこの費用、また職員数の増、今回はこのテーマではないですけれども、特別区素案からでは約15年で1,500億円というコストが算定されております。このコストについて、きちっと基本的に、これ庁舎についてもやっぱりきちっと整備をした場合どうなるのかとか、システム構築費についても、私たち提案させていただいておりますけれども、各特別区ごとにつくったら幾らかかるのかとか、職員数については、330人の増員が見込まれている計算ではありましたけれども、例えばこれも大阪市の人事室から出た意見書を踏まえて、集約率とか分散率とか含めてきちっと計算をした上で、本来どれぐらいコストがかかるのかというのが、実は基本形が全く示されてないのでわからないんですね。議論の前提が。それと、特別区設置したときの都区制度に移行したときのメリットをやっぱり、まずこの比較というのが全くされてないということを指摘しておきます。これをきちっとコストを出した上で、そんな議論もう済んでんねんと言われるかもわかりませんが、出した上で、この費用対便益を考えて、どこのコストをどう下げるのかという議論に本来持っていくべきだと思っております。基本形がわからないので、ちょっと議論に参加ができないなということをご指摘させていただきます。

もう一つ、今の議論を聞いておまして、合同庁舎ということを見ると、結果的に大阪市を残してるのが一番効率いいん違うのかなとか、さっきの議論であった地域自治区の話で、これを区役所ぐらいのということで行くと、それやったらニア・イズ・ベターも含めて今の大阪市のほうがよかったのではないのかなという議論にならざるを得ないなと思っております。また、システムをやっぱり分けるということ、また特別区に分けるということは、ニア・イズ・ベターを実施するという行くと、それぞれ特別区の判断が必要だということなんですけれども、事務所も一つにするということ、またシステムを一つにするということで行くと、やっぱり事務の標準化とか統一性とか、標準化というか一体性というのが求められるということになると、やっぱりこれ本来の、我々も別に入り口論に戻れとは言いませんけれども、その議論に行っちゃってるのではないかなというふうに思ってお

りますので、指摘をさせていただきます。

ちょっとあと事務局に質問なんですけれども、これ合同庁舎を使ったときに、この一区及び四区が中之島の庁舎を利用するということについての法的な根拠とか法的な権利はどうなるんですか。これ聞いてて、ほかの自治体が普通ないのはそうやなと思いながら、何かそういう法的にそれなりの課題があるからというのもあるんじゃないかなと思うんですけれども、その法的な権利の問題について、ちょっと事務局お伺いします。

(今井会長)

手向局長。

(事務局：手向副首都推進局長)

権利とか法的制約というふうに捉えれば、法律上問題はないと思っております。

(今井会長)

まだ、いくの。川嶋委員。

(川嶋委員)

もうちょっと詳しくいくと、これ行政財産は第二区の行政財産ですよ。第二区の行政財産を貸すときにどういう根拠で貸すんですか。目的外使用になると思うんですね。目的外使用になったときというのはどうなるかということは検討されてないということですか。

(今井会長)

手向局長。

(事務局：手向副首都推進局長)

そこはスタート時にどういう形で、契約なのか協定なのか、結ぶことによって、例えば中之島庁舎を一区、四区が使用できる権利を付与するというような設定は十分可能であるというふうに考えております。

(今井会長)

これで川嶋さん、それまとめてね。

(川嶋委員)

わかりました。これも一回議論してほしいんです。ここでちょっと集約って難しいと思う。なぜかという、これ目的外使用になった場合は、そんな協定とかどうのこうのじゃなくて、あくまで目的外使用なので、いつでも出ていってくれというたら出て行かされるわけです。二区の区長さんが特別区で判断された場合にね。だからそんなことを考えたら、この合同庁舎というのは、コストの計算だけでは合うかもわかりませんが、いろんな問題点まだ含まれてます。例えば淀川を越えて、淀川区の職員が中之島庁舎にいてるという中で、淀川区でもし日中災害が起きたときに、淀川区の職員多くがこの中之島庁舎にいますけれども、淀川を渡って例えば災害対応に当たれるのかとか、そういうこと

も含めて、やっぱりきちっともうちょっと丁寧な議論がこの点については必要だと思っておりますので、また、さっき冒頭申し上げましたように、そこまであれだったら大阪市のほうがいいかなと思いますので、それだけ申し上げて終わらせていただきます。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

この問題での今のいろいろ議論をお聞きしてて、やっぱり特別区を本当に基礎自治体にするつもりがあるのかどうかということだというふうに思うんです。地域自治区なり区役所が残る、窓口サービス残るとおっしゃるけれども、市民の皆さんが足運ばれるのは窓口だけではありません。教育の問題だとか住宅の問題だとか込み入った相談なんかでやっぱり本庁にお越しになることもあるわけで、そのときに一体自分はどこに行けばいいのかが本当にわからないという、そういう自治体。職員同士も本当にばらばらにぶつぶつにされていて、一緒に働くことができない。横のつながりというのは取れない。横のつながりは逆にほかの特別区と情報共有できるんだという、ほかの特別区と一緒にやったらよいのであって、一つの基礎自治体同士の横のつながりとか協力とかということは余り問題にされなくて、別に詰め込めばいいのではないかというのは、本当に住民にとって住民の福祉の向上に役立つ基礎自治体にしようとしてやっぱりしていないのではないかというふうに、私はやっぱり本当にこれは、やっぱりどうしても住民投票なさるのであれば、きちんとした姿でコストはこれだけかかりますということでお示しになるべきだということを改めて思いました。

(今井会長)

松井委員。

(松井委員)

今川嶋委員も山中委員も、設備のハードの話と、それから組織の話も一緒くたになっている。要は災害時の対応ね。この中之島から遠くなるって、今もそうなんです。これ特別区になると、そのときの災害対策本部長というのは選挙で選ばれた特別区長なんです。今の状態でいくと、大阪市内で災害があると市長が一人でそれ対応をするから中之島にいるんです。でも、特別区になると4人の特別区長が、災害対策の本部長がそのエリアに4人いるので、きめ細かい災害対応ができるということなんです。だから、ハードの設備の話と組織が四つでき上がる話を別で考えてもらわないと。だからそのことによって災害においてもニア・イズ・ベター、そういう取り組みができるということになります。

(今井会長)

これについては一旦ここで終わりたいと思います。この項目について、協議内容について一とおりとめさせていただきます。いろいろ本当にご意見ございました。ただ、協定書の作成という観点からどうなのかというご意見もございました。庁舎整備経費について

は、前提条件等を精査して新たな庁舎建設を行わず、中之島庁舎をフル活用していくことでコストを抑える、抑制するというご意見。システム改修経費については、特別区設置時点では自治体クラウドでの経費抑制は難しいが、将来的には期待できるというご意見などなど、意見がおおむねそのことに支持されてるというふうに思います。その方向での取りまとめを考えていきたいと思っております。

なお、中之島庁舎のフル活用に関しましては、これもご意見ございました。特別区移行に際して庁舎をどう活用するかということの話であり、将来的な庁舎のあり方議論は選挙で選ばれた区長あるいは区議会が区民と話をしながら進めていくべきということで、その趣旨は協議会として示していくべきだというご意見もございましたが、こちらもおおむねそういったご意見が基本であったかというふうに思います。

私としては、庁舎整備が協定書記載事項ではないため、協定書に記載することは考えておりませんが、その趣旨について、今後協定書の取りまとめに向けた方向性を確認する中で、あるいはそれを盛り込んでいきたいと。附帯意見的なものとして盛り込んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、議員定数についての協議に移りたいと思います。

議員定数については、一定条件のもとでの試算ということで、事務局から素案段階で資料を提出いただいておりますが、この項目ではまず選挙区と議員定数についてご協議いただきたいと思います。あわせて、協定書記載事項として明示されているわけではないんですが、議会経費をどの程度にするのかという観点からも、議員報酬等についての議論も必要と考えております。まず選挙区については、通常、特別区単位になると思いますが、例外的に現行の行政区単位のままとするのであれば、その旨を協定書に記載する必要があるため、どちらを選択するのかという点。また、特別区ごとの議員定数を何人と定めるのか。さらに議員報酬はどうするのか。以上3点まとめてご協議いただけたらと思います。ご意見をお願いしたいと思います。

藤田委員。

(藤田委員)

私のほうからは、特別区における選挙と議員の身分についてご意見を申し上げます。

まず区議会議員選挙なんですけれども、選挙区ですが、特別区全体を一つの選挙区とする大選挙区制が望ましいというふうに考えております。これまで大阪市議会議員は、大阪市全体に責任を負う立場でありながら、行政区単位での選挙を行ってまいりました。これによって、一つの例ですが、同じ大阪市民から信託を受けておりながら、行政区によっては、ほかの行政区で当選している者よりも多くの信託、有権者の票を集めながら落選となっている候補者が発生するなど、市民の民意の酌み取り方に対しても議論の余地が残っているというふうに考えております。したがって、新たに設置される特別区においては、物理的に可能な広さのエリアであるということも含めまして、区域全体を一つの選挙区として、職責と選挙区の一貫を図っていくのが望ましいというふうに考えております。

次に、議員の定数ですが、現状83人で大阪市政の運営を滞りなく行われているという前提に立ちまして、特別区移行時の議員定数としては、現行の議員定数を踏襲すべきであるというふうに考えております。また、新たな特別区が設置されました場合、広域にかかわ

る事務は府に移管されることとなります。所管する事務が減少することから、今後の議員定数のあり方についても議論の余地があるというふうに考えておりますが、このあるべき定数論についても各特別区議会での議論を経て決定されるものというふうに考えておりまして、移行時においては83名の現在の議員を割りつけるというのが適切ではないかというふうに思っております。

最後に議員の報酬であります。現在、特例として減額している現状の報酬をベースとして、各特別区議会議員の報酬額に定めるべきと考えております。報酬のあり方についても、定数同様、各特別区議会でも今後議論されるものというふうに考えております。

以上です。

(今井会長)

西崎委員。

(西崎委員)

まず選挙区に関しましては、特別区で大選挙区という形、そしてまた議員定数に関しましても、現在の行政区の定数の積み上げで決定されていくというのがいいんじゃないかなというふうに思っております。議員報酬等につきましても、定数同様に現行の考え方を適用されるのがいいのではないかというふうに思っております。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

すみません、何度も申しわけないです。

まず、この議会というのは民主主義のコストだというふうに考えなければ、我々いけないなと思ってるんですけども、改めて、先ほどもありました特別区に移行した後、特別区で考えるということも当然の話だと思いますので、そこを考えた場合には、まずほかの中核市であったり東京23区と比較してどの程度の定数、報酬がいいのかということきちっと議論をしておくべきではないかなと思っております。

コスト削減、コスト削減と言いますけれども、当然議会費を減らすという中で行財政改革には貢献ができますので、そういう視点も当然必要ですが、この移行時の設計図というところには、先ほどからいう基本形をきちっと書いておくべきであると思うんですが、国から基準財政需要額としてきちっと基準財政需要額の中に入れてあるはずなので、やはりその数字であったりとか、そこから出てくる、他都市と比較して、その平均値を含めて人数というものを考えていかなければ、最初にここをぎゅっと絞って、行財政を先にするんじゃないなくて、基本形としてきちっとあるべき姿を書いておくべきであると思います。

ちなみに事務局にお伺いしますけれども、この基準財政需要額にもし基づいて、当然もう既に計算してはると思うんですけども、して、例えば標準的な中核市、人口1万から1万5,000人ぐらいに1人の議員数やと思うんです。報酬も大体よく似たものやと思うんですけども、それをベースにしたら大体どれぐらいが基準財政需要額的な標準になるの

か、もしわかってたら教えていただけますでしょうか。

(今井会長)

芦原課長。

(事務局：芦原財政調整担当課長)

恐れ入ります。今手元に国の地方交付税におけます中核市の基準財政需要額、議会費の状況というのは手持ちにごさいませんので、また次回ご報告したいと思います。

(今井会長)

これは川嶋委員自身がわかってるんじゃないですか。

(川嶋委員)

いや、ちゃんと分厚いあれをまだ読めてないので、きちっと見たらいいとは思いますが、けれども、当然それを考えておかないといけないと思うんですね。そうしないと、ここで制度変更をしている、この議論の中で制度変更に伴うコストと、行財政改革をしたコストが入り混じってコストの話になっているので、非常に市民にとってわかりにくいと思うんです。制度を変えたことによってどうなるのかという議論をまずしないといけないと思うんです。議員数をどうのこうのというのもコスト的に判断するのではなくて、あるべき、やっぱり民主主義のコストとして国がどの程度で見ているのかということをもとに基本形に置くべきだと思います。その上でじゃないとちょっと議論はやっぱりできないのかなと思ってます。

(今井会長)

藤田委員。

(藤田委員)

川嶋委員のご意見なんですが、今我々というか私たちは別にこの議員定数、議会のあり方、選挙において、コスト削減の議論は一切してませんし、一方で議論しないといけない、議論しないといけないとおっしゃるのであれば、自民党さんとしてやっぱり定数幾らがあるべき姿なのかというのはあらかじめ議論した上でこのテーブルに持ち込んでいただかないと、本当にいつまでたっても議論が終わらないということになりますので、ちょっとそういう発言はもうこの段階に来て控えていただきたいというふうにお願い申し上げます。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

83ということですが、そうするとこれ第9回の法定協議会の資料で出されたものを見ると、議員1人当たりの人口が3万2,424ということですね。3万2,424人ということ

です。全国の中核市の平均で1万239人、東京特別区が1万280人ですから、大阪府内の都市で見たらもっと少ない、人口1人当たり6,456人に1人の議員ということですから、中核市や他の東京特別区に比べても議員数が3分の1以下ということになるわけですね。横並びがいいとは思いませんけれども、やっぱり特別区として二元代表制の一翼を担って議論していく特別区議会が、他の中核市とかほかの東京特別区と比べて3分の1の定数でいいということでのスタートというのは、やっぱりこれは、特別区ってやっぱりどうでもいいのかなという、そういう印象を受けます。私は、定数はきちんとふやしながら、議会費は膨らまないように報酬はそれに見合っただけ減らすということで、定数は83ではやっぱり少な過ぎると。極端に少ないということやっぱりだめだというふうに思います。

(今井会長)

藤田委員。

(藤田委員)

それで言いましたら、まさに今の大阪市議会が民意を酌み取ってるかどうかということの否定につながっていきますので、そういう発言をするのであれば、今の大阪市議会の定数も否定されるという趣旨になると思います。その上で、先ほどから再三申し上げてますように、じゃ、日本共産党さんとしては議員定数幾らがいいのかという議論をテーブルの上に乗せていただきたいと思っております。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

かつて私たちこの法定協議会で、やはり副首都推進局が出された資料、中核市並みということでは231人という、そういう数字がありましたのでね。それが本当はあるべきだろうと思っておりますが、先ほど言ったように、必ずしも近隣中核市並みである必要はないかもしれない、横並びである必要はありませんけれども、231というのが平均的な数字であれば、それにやっぱり近いものは必要なのではないかなというふうには思います。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

すみません、我々の案と言われるんですけども、すみません、やっぱり我々野党なので、優秀な職員をたくさん、与党の皆さんと違ってお力をいただけないところもあるので、何人かで自分たちでしないといけない苦勞もあります。ですので質問させていただいたんですが、当然私としては、基準財政需要額的なことはきちっと考えての上だったのかなというふうに思ったので質問させていただきました。改めてやっぱり基本形がわからず議論を進める怖さもあるので、やっぱりこの場において、私たちは市民に向かっていろんな発

言させていただいておりますけれども、メリットとデメリット、問題点というのをきちっと冷静に公平に公正に示していかなければいけないと思っておりますので、その考え方もぜひご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

(今井会長)

守島委員。

(守島委員)

質問なんですけど、大阪市議会議員の条例額とかカット率って、じゃ、基準財政需要額と見合ってるのかということも踏まえて、今が見合ってる、特別区になったら見合っていない可能性があるということでしょうか。川嶋先生。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

だからそれをきちっと考えないといけないでしょうと言ってるわけですがけれども、我々今大阪市のやつはもともと、ずっと過去そういう、恐らくカットしてきてるような中で、どんどん定数も減って報酬も下がってますので、それで行政改革をしてるじゃないですか。ずっとしてきてるじゃないですか。でも、これを最初に、やっぱり民主主義のコストという、私たちは客観的にきちっと冷静に考えておかないといけないんじゃないんですかということも冒頭申し上げてますけれども、だからこそ本来あるべき姿はどうなんですかということも聞いただけで、だからそれがわかれば、それを基本に議論したらいいと思います。議員定数の件について我々余り今まで言ったことないんですけど、よくよく考えたらコスト重視になってきてるので、そうじゃなかったよねという、民主主義のコストよねという思いで言わせていただいておりますので、そこはご理解をいただきたいと思っております。

(今井会長)

守島委員。

(守島委員)

民主主義のコストは十分理解した上で、今が基準財政需要額にひもついてるわけじゃなくて、大阪府議会も大阪市議会も自発的に懸命な努力で改革でカット率を定めてカットしてきたので、僕たちとしては新しい制度に移行しようが増額しないという意思を示すことがまず大事だということで、制度移行したから、じゃあ、基準需要額に見合ったものに戻そうかという議論になりかねないので、そこは自発的な努力でいいんじゃないかなというふうに思ってます。

(今井会長)

川嶋委員。

(川嶋委員)

いや、だから、それをきちっと市民に判断していただくには、基準がないと判断できないので、本来あるべき姿はなんですかということをお願いしてるだけです。しっかり努力したところを見せようということで、既にそこで制度変更のコストなのか何のコストなのかわからなくなってきたので、議論がね。だからきちっと基準を示してくださいと。示した上で、この場で議論して、それでもやっぱり先ほど言いましたトータルの費用対効果を考えたときに、ここまで下げないとやっぱりあれよねとか言うんだったら、それはまた議論したらいいと思うんですけど、基本形をまず示してねと言ってるだけでございますので。私たちは別に議員定数がどうのこうのなんて今までも発言したことありませんけれども、ただ議論の仕方について申し上げてるだけでございます。

(守島委員)

了解しました。反対するものじゃないということで、大丈夫です。

(今井会長)

ありがとうございます。そろそろこの項目については終了したいと思います。

本日の協議の内容を一定総括させていただきます。選挙区は特別区単位、これについては異論はなかったように思います。議員定数は現在83人、これがベースになっておりますが、総数として各特別区の定数は現行の各行政区の定数の積み上げとするという意見。議員報酬は、これについては削減と、みずからそういう姿はなかったんですが、議員報酬は現行報酬をベースとするというご意見がおおむね支持されてるんじゃないかというふうに思います。この件について、そういった方向での取りまとめを考えていきたいと思っております。ただ、きょうは決め打ちということではございませんので、そういう方向性についてはそのように考えさせていただきます。

以上をもって本日の協議項目は終了となります。ほかに何かご意見ございましたらよろしくお願いたします。

特段ご意見がないようですので、本日の協議会はこれをもって終了とさせていただきます。

この後、第1委員会室におきまして、代表者会議を開催いたします。いつもとちょっと違う場所になっておりますので、各会派の代表者の皆さん、よろしくお願いたします。

お疲れさんでございました。